# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名				
8	別府市	国民健康保険関係事務	基礎項目評価書		

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

大分県別府市長

#### 公表日

令和7年7月4日

[令和6年10月 様式2]

# 

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する調査に関する事務を行う。特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②資格確認書、資格情報のお知らせ、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④療養の給付を受ける場合の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥対定健康診査等の実施に関する事務 ⑥対定健康保険税の税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ⑧国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑧大分県国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑨大分県国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑨大分県国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑨大分県国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑧国民健康保険税に関する調査に関する事務 ①大分県国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑧大分県国民健康保険税の税額を更正とは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務
③システムの名称	国民健康保険システム 特定健診等データ管理システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 市町村事務処理標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	ž
国民健康保険情報ファイル 特定健診等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24及び44の項

国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>
	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70の項
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、5 6、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項
	国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署								
①部署	①部署 いきいき健幸部保険年金課							
②所属長の役職名	保険年金課長							
6. 他の評価実施機関								
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求							
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 Tal:0977-21-1251 MAIL:gen-ga@city.beppu.lg.jp							
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ							
連絡先	いきいき健幸部 保険年金課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 Ta::0977-21-1148 MAIL:inp-le@city.beppu.lg.jp							
9. 規則第9条第2項の適用	用	した						
適用した理由								

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か			[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年5月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		7年5月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 ]		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	 手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通	じた提供を除く。)	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分で	್ಹಾರ ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分で	· ある ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	い特定個人情報に、 ・ユーザ認証の管理 また、上記のほか、		

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ホットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、マイナンバーが記載されているデータはインターネットが接続可能なパソコン等には保存しない。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

	変更箇層	听				
3 4	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
5	平成31年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務①システムの修 正	統合宛名システム	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない。(システムの名称 の修正)
6		I 関連情報 4. 情報提供ホットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の27、42及び 43の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の和用等に関する法律別表第2の主務 省令で定 める事務及び情報を定める命令(平成26年内 附所総務省令第7号。以下「別表第2の主務省 令」とい う。)第20条、第25条及び第25条の2 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、3 9、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び120の項 別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第 4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第3 3条、43条、第44条、第46条、第49条及び第 53条	4300項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年内開府総務省令第7号。以下「別表第 2の主務省令」という。)第20条、第25条及び 第25条の2 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、 5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、3 3、39、42、46、58、62、80、87、88、93、 97、106、109及び120の項 別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第 4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の 2 第12条の3 第15条 第18条 第2条	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(番号法、別表第2 の主務省令一部改正)
7	平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
8	平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
9		I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき保険結(の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基本でき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税の問題である事務を行う。特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に関する事務(2被保険者に関する事務(2被保険者に関する事務(2被保険者証、被保険者の経験額認定証、限度適割と証、限度適割と証、特定接適用書に関する事務(3保険者の支給に関する事務)(3保険者の支給に関する事務(4療養の給付を受ける場合の一部負担金に係る措置に関保保険法第63条の2の一時差止めに関する事務(6特定健康保険協の税額の更正又は失力に関する事務(6特定健康保険税の税額の更正又は失敗に関する事務(6特定健康保険機関は関する事務)(8特定健康保険機関は関する事務(8時代の配課機成に関する事務)(8時代の配課機成に関する事務)(8時代の世間を健康保険研究に関する事務)(8時代の世間を関する事務)(8時代)の世間を関する事務(8時代)の財政に関する事務(8時代)の財政は関する事務(8時代)の財政は関する事務(8時代)の財政は関する事務(8時代)の財政が関する場合、第一、日本の財政・関する事務(8時代)の財政・対策を対している。	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき保険統(の支給(又は保健事業の実施)に関する事務を行う。また、地方税法(昭和25年法律第226号)にまた、地方税法(昭和25年法律第226号)に表述、機能、保険税に関する事務でうう。を、と、して、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、	事前	オンライン資格確認の導入に おいて必要な準備事務が令 和2年7月頃から実施され、 規則第11条(重要な変更)に 当たる。
10	令和2年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 特定健診等データ管理システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム 特定健診等データ管理システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
11	令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	
12	令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	
13	令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	再実施
14	令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	再実施
15	令和3年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要	特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する 療養給付費の審査・支払等に付随する資格継 続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務	特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する 療養給付費の審査・支払等に付随する資格継 続業務と高額該当回数の引き継ぎ業務	事後	再実施
16	令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	生活環境部 保険年金課	いきいき健幸部 保険年金課	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない。(機構改革に伴う 部名変更)

3		E F G H I J K L M 項目	NOPQRSTUVWXYZAA 変更前の記載	AEJACJAEJAEJAEJANJANJAC 変更後の記載	AFACAFASAT 提出時期	AUAVAVAXAYAZBABEBC 提出時期に係る説明
17	令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(番号法の一部改正)
18	令和4年10月31日	I 関連情報 I、特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。また、地方税法(昭和25年法律第226号)にまた、地方税法(昭和25年法律第226号]に関する事務を行う。とは、保険税の賦課徴収又は国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税の賦課が収支。10、被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実に関する事務を行っ、対策との申請等に係る事実に関する事務。2、被保険者に係る事業に限度額適用書、高齢受務者証、標準負担額減額認定証、限度額適用書に解さる事務。2、被保険結合に関する事務。2、被保険結合の支給に関する事務。2、被保険給付の支給に関する事務。2、以下の事務が最近、限度額適用書に関係給付を受ける場合の一時差止める措置に関係を結合系統に関する事務。3、保険給付を受ける場合の一時差止めに関する事務。4、療養の給付を受ける場合の一時差止め、1、日間、1、日間、1、日間、1、日間、1、日間、1、日間、1、日間、1、日	基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施] に関する事務を行う。 また、地力税法、昭和25年法律第226号)に 基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民 健康保険税に関する調査に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に に係る事実についての審査を又はその申請等に に係る事実についての審査を入はその申請等に 対する応答に関する事務 ②被保険者記、被保険者資格証明書、高齡受 熱者証、被保険者資格証明書、高齡受 熱者証、課集負担額減額認定証、限度額適用書 に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④療養受損組額減額認定証又は特別療養証明書 に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止め に同間する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止め に関する事務 ⑤国民健康保険は関する事務 ⑥国民健康保険に関する事務 ⑥国民健康保険は原則する事務 ⑥国民健康保険健康保険は関する事務 ⑥国民健康保険健康保険は同間する事務 ⑥国民健康保険保険に関する事務 ⑥国民健康保険健康保険は同間する事務 ⑥国民健康保険保険に関する事務 ⑥国民健康保険健康保険可必要。 ⑧国民健康保険商品間する事務 ⑥国民健康保険市会事務 ⑤国民健康保険市会事務 ⑤国民健康保険の場間であ事務 ⑥国民健康保険西報で、終期のの告知、経験徴収に関する事務 ⑥国民健康保険市会事務 ⑥国民健康保険市会事務 ⑤国民健康保険市会事務 ⑥国民党の場合の地の自民保健原保険の場合の地の自民保健原保険の場合の場合の地の のの告知、経験徴収に関する事務	事後	
19	令和4年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 特定健診等データ管理システム 精子連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム 特定健診等データ管理システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 市町村事務処理標準システム	事前	
20		I関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の16及び30の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第16条及び第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の16及び30の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第16条及び第24条国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
	令和4年10月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の27、42及び 43の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第 20主務省令」という。)第20条、第25条及び 第25条の2 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、3 3、39、42、46、58、62、80、87、88、93、 97、106、109及び120の項 別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第 4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の 2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第3条、第	1青報照素の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の27、42及び 43の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内開府総務省令第7号。以下「別表第 2の主務省令」という。)第20条、第25条及び 第25条の2 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、3、3、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び120の項 別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第 4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の 2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第 第22条の2、第24条の2、第25条、第31条 の2の2、第33条、第43条、第44条、第46 条、第49条、第53条、第55条の2及び第59 条の3	事後	

	ABCD	E F G H I J K L M	N O P Q R S T U V W X Y Z AA	ABAGADABAFAGAH ADAHALANANAC	AFACAFASAT	AUAVAVAXAYAZBABEBO
4	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	に関する事務を行う。また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国う。特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に係る事実とついての審査又はその申請等に係る事実とので、政保険者資格証明書、高齢等を受療証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用認定証、限度額適用認定。、限度額適用認定。以限度額適用認定。以限度額適用認定。以限度額適用。 ②保険各付の支給に関する事務 ②保険給付の支給に関する事務 ②保険給付の支給に関する事務 ②保養の給付を受ける場合の一部負担金に係 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑤国民健康保険税の税額の更正又は決決、納税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康保険税の成額額の更正又は決決、納税の告知、智定、滞納処分その他の国民健康保険税の配課徴収に関する事務	対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齡受 機能者証、機保険者資格証明書、高齡療 養受療証、限度額適用認定証、限度額適用書 に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④療養の給付を受ける場合の一部負担金に係 各措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止め に関する事務 ⑤国民健康保険税の税額の更正とは に関する事務 ⑤国民健康保険税の税額の更正とは に関する事務 ⑥特定健康保険税の税額の更正とは に関する事務 ②国民健康保険税の税額の更正とは 保険税の誤譲収以に関する事務 ⑥国民健康保険税に関する事務 ⑥国民健康保険税に関する事務 ⑥国民健康保険税に関する事務 ⑥国民健康保険税に関する事者 ⑥国民健康保険税に関する事務 ⑥国民健康保険税に関する事務 ⑥国民健康保険税に関する事務	事前	
22		I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき保険終付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する事務を行う。特定個人情報を以下の事務で取り扱う。① 被保険者に係る申請等の受理、その申請等に残る事実についての審査又はその申請等に以する応答に関する事務。② 被保険者に関する事務。② 被保険者に限る申請等の受理、その申請等に② 被保険者に関する事務。② 衛養犯証、標準負担額減額認定証、限度領適用認定証、限度領適用認定。限度領通和主に関する事務。③ 保険給付の支給に関する事務。④ 療養証、限度領適用認定に関する事務。⑤ 保険給付の支給に関する事務。④ 療養の給付を受ける場合の一時差止めに関する事務の国民健康保険、第40の一時差止めに関する事務の国民健康保険、第40の日、10回、10回、10回、10回、10回、10回、10回、10回、10回、10回	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に係る事実についての審査又はその申請等に係る事実についての審査又はその申請等に係る事実に記しての審査と記、特定負担額減額認定証、限度額適用書、完疾病療・養投棄性、限度額適用認定証、限度額適用書に関する事務。 ②保険格付の支給に関する事務。(3保険名付の支給に関する事務)(3保険給付の支給に関する事務)(3保険格付の支給に関する事務)(5特定健康保険、表述第63条の2の一時差止めに関する事務)(5特定健康保険税の規謀被以に関する事務)(7国民健康保険税の関する事務)(8特に関する事務)(8特に関する事務)(8特に関する事務)(9大分県国民健康保険税に関する事務)(9大分県国民健康保険税に関する事務)(9大分県国民健康保険税に関する事務)(9大分県国民健康保険税に関する事務)(9大分県国民健康保険税に関する問題を企業を発展を発展、19年間、19年間、19年間、19年間、19年間、19年間、19年間、19年間	事前	
24		I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	3. 個人番号の利用 法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16及び30の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府総務省令第5号)第16条及び第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2 項	3. 個人番号の利用 法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24及び44の項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(番号法の一部改 正)

3 4	A B C D 変更日	E F G H I J K L M 項目	NOPQRSTUVWXYZAA 変更前の記載	AEACALAEAFACAH AIJAJAHAIJANANAC 変更後の記載	AFAGAFASAT 提出時期	ALAVAVAXAYAZBABBBC 提出時期に係る説明
25	令和6年8月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	43の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第20条、第25条及び第25条の2(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、3、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び1220の項別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表48、69、70の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(番号法の一部改 正)
26	令和7年7月4日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	に関する事務を行う。 また、地方税法(昭和25年法律第226号)に まだ、地方税法(昭和25年法律第226号)に 基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民 健康保険税に関する調査に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に に係る事実についての審査の受理、その申請等に となる事実にの関する事務 ②被保険者者証、概定義者の報題を記定証、限 を定義の報酬を担任。 を定義のでは、標準負担額減額認定証、限療 を選証明書の記定証、限療 を選証明書の記定証、限療 を選証明書の記定証、限療 を選証明書の記定証、限療 を選証明書の記定証、限療 を選証明書の記定証、限療 を選証明書の記定証、限療 を選証明書の記定証、限療 を選証明書の書の書のの一部負担金に係 る措置に関する事務 ③保険給付を受ける場合の一時差止め に関する事務 ⑤特に関する事務 ⑤特に関する事務 ⑥特に関する事務 ⑥特に関する事務 ⑥特に関する事務 ⑥特に関する事務 ⑥特に関する事務 ⑥特に関する事務 ⑥特に関する事務 の。 と、 ・ ・ は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施] に関する事務を行う。 また、地方税法(昭和25年法律第226号)に 基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民 健康保険税に関する調査に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務の受理、その申請等に 「流保る事業に受いする事務 ②資格能認書、資格特報のお知らせ、高齢受 給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用書 に関する事務 ②資格能認力報節を記しては、原度額適用書 に関する事務 ③保険給付の支受付の支給に関する事務 ④療養の規算観認定証又は特別療養証明書 に関する事務 ⑤保に関する事務 ⑤保に関する事務 ⑤保証、原度額適用認定証、限度額適用書 に関する事務 ⑥保険給付の支給に関する事務 ⑥事度健康保険、第63条の2の一時差止め に関する事務 ⑤国民健康保険税の税額の更正又は決定依 る措置に関する事務 ⑥特民健康保険研の税額の更正又は決定、納 税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康 保険税の賦課物収に関する事務 ⑥国民健康保険税に関する事務 ⑥国民健康保険税に関する事務 ⑥国民健康保険税に関する事務 ⑥国民健康保険税に関する事務 ⑥国民健康保険研に関する事務 ⑥国民健康保険税に関する事務 ⑥国民健康保険研に関する事務 ⑥国民健康保険預に関する事務	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない。(書類名称の変 更)
27	令和7年7月4日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	再実施
28	令和7年7月4日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	再実施
29	令和7年7月4日	IVリスク対策 8人出を介在させる作業	-	十分である (判断の根拠) ・宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行う。・ユーザ認証の管理を行っている。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手件業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない。(新様式への変 更)
30	令和7年7月4日	IVリスク対策 11最も優先度 が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない。(新様式への変 更)
31		IVリスク対策 11最も優先度 が高いと考えられる対策 当 該対策は十分か【再掲】	-	十分である (判断の根拠) マイナンバーを含む書類は施錠できる書棚等 に保管することを徹底している。また、マイナン バーが記載されているデータはインターネット が接続可能なパソコン等には保存しない。これ らの対策を講じていることから、特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分で あると考えられる。	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない。(新様式への変 更)